令和８年１１月１６日（月）
市民会議（第３回）資料 2-1

高浜市行財政改革プラン（案）

【令和９年度（2027 年度）～令和１１年度（2029 年度）】

目指す未来へ、舵を切る
～守り、つなぐための再起動～

本資料に掲載している内容は、令和８年 11 月時点での「案」であり、
今後変更となる可能性があります。

高　浜　市

令和　年　月

目　　次

第１章　今なぜ、行財政改革が必要なのか　・・・・・・・・・・・・・・　２
　１．「何もしない」ではなく、未来の安心へ
　２．これまでの行財政改革の取組
　３．今こそ、高浜市を再起動するチャンスです

第２章　高浜市の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　１．高浜市の財政状況
　２．公共施設の老朽化と財政負担
　３．多様化する行政需要と限られた人的資源
　４．現状と課題のまとめ

第３章　行財政改革プランの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・　１８
　１．計画の位置づけ
　２．計画期間
　３．計画目標
　４．基本理念
　５．計画の体系的整理
　６．基本方針

第４章　行財政改革の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
　１．高浜市行財政改革推進プランについて
　２．推進体制と進行管理
　３．組織体制の見直し

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
　１．高浜市行財政改革市民会議
　２．用語集
　３．補足資料

高浜市行財政改革推進プラン　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　別冊

※本文中の「*」が付いている用語は、巻末３１ページの「用語集」で解説しています。

守るための再起動

この高浜を、次の世代へきちんと渡していくために

1. 今、高浜市の財政に起きていること

高浜市の財政は、今、厳しい局面にあります。

近年、税収の伸び悩みに加え、人件費や扶助費*、システム標準化、建設費の高騰などが重なり、貯金に頼る運営を続けることが難しくなっています。

2. 必要なのは、基本に立ち返った立て直し

今必要なのは、不安をあおることでなく、毎年の収入の中で、必要な支出を賄えるという基本に立ち返って立て直すことです。

高浜市では、これまでも将来を見据え、必要な見直しに取り組んできましたが、それでもなお、次の段階の見直しが必要な状況にあります。

3. 「あったらいいな」ではなく「本当に必要か」

限られた財源の中で、すべてをそのまま残すことはできません。

これからは、「あった方がいい」ではなく、「本当に必要か」「将来にわたって責任を持って支えられるか」を基準に判断していきます。

4. 次の世代へ高浜を渡すために

先人たちから受け取ったこの高浜を、次の世代、子どもたちへきちんと渡していく。その責任が、今を預かる私たちにはあります。

守るべきものを守るため、今、高浜を再起動します。

令和　8年　4月　　高浜市長　　杉浦　康憲

目指す未来へ、舵を切る

「守るための再起動」という考え方を出発点に、これまで事務事業・公共施設・組織・財源のあり方を改めて見つめ直してきました。その検討を踏まえ、これから進める行財政改革の方向性と具体的な取組を「高浜市行財政改革プラン」にまとめました。

計画を作ることがゴールではありません。ここに掲げた取組を一つひとつ実行し、市民生活を支える基礎的な行政サービスを守りながら、高浜市が目指す未来へ進むための行財政基盤を整えることが、この計画の目的です。

「今を変える。未来につなぐ。」という思いを胸に、高浜市の未来を守り、次の世代へつないでいくために、市民の皆さんとともに考えながら、職員一丸となって行財政改革を進めていきます。

第１章　今なぜ、行財政改革が必要なのか

１．　「何もしない」ではなく、未来の安心へ

高浜市では今、「いまの暮らしを守りながら、将来の安心も守る」ための行財政改革が必要です。

市税は大幅な増加が見込めない一方で、人件費*や扶助費*、物価上昇、デジタル化への対応などにより支出は増加しています。

これまでは不足する財源を、市の貯金である「財政調整基金*」を取り崩して対応してきました。だからこそ今、基金に頼り続けるのではなく、毎年の収入の中で必要な支出を賄える行財政基盤を確立していきます。

財政調整基金は、未来の安心を支える大切な備えです

基金を守ること　＝　いざという時の「即応力」と、日々の「安心」を守ること

災害への即応力	景気悪化への備え	日常のサービスを守る力
万が一の大規模災害時にも、災害廃棄物の処理や被災建物の解体、被災者支援などに必要な財源を速やかに確保し、生活の早期再建を支えます。	急激な景気悪化で市税収入が減った場合にも、一時的な収入減を補い、市民サービスを維持するための備えを確保します。	道路や公園、公共施設の修繕・維持管理、地域への支援など、暮らしに必要なサービスを安定して続けるための余力を確保します。

次世代の子どもたちへ、確かなバトンを渡すために



限られた財源の中で、何を守り、何を見直し、何を未来へつないでいくのかを改めて考え、どんな社会情勢にも揺るがない強靭な財政基盤をつくり、市民生活を支える行政サービスを将来へつないでいくため、行財政運営全体の改革の方向性を示す「高浜市行財政改革プラン」を策定しました。

2.　これまでの行財政改革の取組

主な取組の経緯と効果

本市では、社会経済情勢や財政状況の変化に応じて、その時々に必要な行財政改革に取り組んできました。

年　度	当時の課題・背景	内　容	目的と効果
平成６年度～	男女雇用機会均等法(S61) バブル崩壊(H2～)	高浜市総合サービス（株）の設立	・行政のスリム化を目的として設立。 ・削減効果（H26 時点）として、委託事業は約 2.6 億円、地域雇用 137 人の創出（アシタの高浜研究所報告書より）。
平成 17 年度～(H15-16 で検討)	碧海５市による、法定合併協議会設置の否決（H14）	高浜市構造改革の検討及び実施(組織構造、アウトソーシング、地域内分権、受益と負担、人事・給与制度)	・持続可能な自立した基礎自治体の確立に向けて「財政力の強化」「住民力の強化」「職員力の強化」に取り組み、現在の高浜市の行政運営の基盤を作った。
平成 21 年度～	病院事業会計の赤字対応	高浜市立病院を医療法人豊田会へ民間移譲	平成 20 年度病院事業会計繰出金 約５億円 ⇒令和７年度補助金額　約 2.3 億円
平成 22･23 年度	リーマンショック（H20） 高浜市緊急財政方針策定（H21）	高浜版事業仕分けの実施	≪平成 22 年度≫不要５項目、要改善 41 項目 ≪平成 23 年度≫不要１項目、要改善７項目、 ゼロベースで見直し４項目
平成 23 年度～	第 6 次高浜市総合計画開始（H23）	経営改革プロジェクトによる調査・検討	・第６次高浜市総合計画のスタートに伴い、計画を着実に実行していく体制づくりのため、４つのプロジェクト（財政規律と予算編成改革、経営基盤改革、組織マネジメント改革、人事制度改革）で検討を進めた。
平成 26 年度	国からの公共施設老朽化への対応要請（H26）	公共施設総合管理計画の策定	・老朽化や人口減少を見据え、公共施設の総量や配置を適正化し、将来にわたり持続可能な公共サービスを確保する。 ・施設の統廃合、複合化、長寿命化や跡地活用を進め、維持管理費の削減と市有財産の有効活用につなげる。
平成 29 年度～	施設の耐震及び老朽化対応と建設費の平準化	リース方式による市役所庁舎の整備	・初期投資を抑制し、支出を平準化。
令和元年度～	施設の老朽化対応 水泳指導のあり方の見直し	学校水泳指導の民間委託の実施	・学校プールの更新等費用を削減するとともに、児童・生徒の水泳指導環境の向上
令和２年度～	施設の老朽化対応と建設費の平準化	ＰＦＩ方式による複合施設（市立高浜小学校）の整備	・初期投資を抑制し、支出を平準化。
令和５･６年度	新型コロナウイルス感染症の流行(R2-R4)	行政経営改革ヒアリングの実施	・レガッタ大会の開催の見直しなど

時代の変化とともに進めてきた行財政改革

本市では、社会経済情勢や財政状況の変化に応じて、その時々に必要な行財政改革に取り組んできました。財政調整基金や市税収入の推移とあわせて見ると、これまでの改革が一時的なものではなく、時代の変化に対応しながら継続してきたことが分かります。

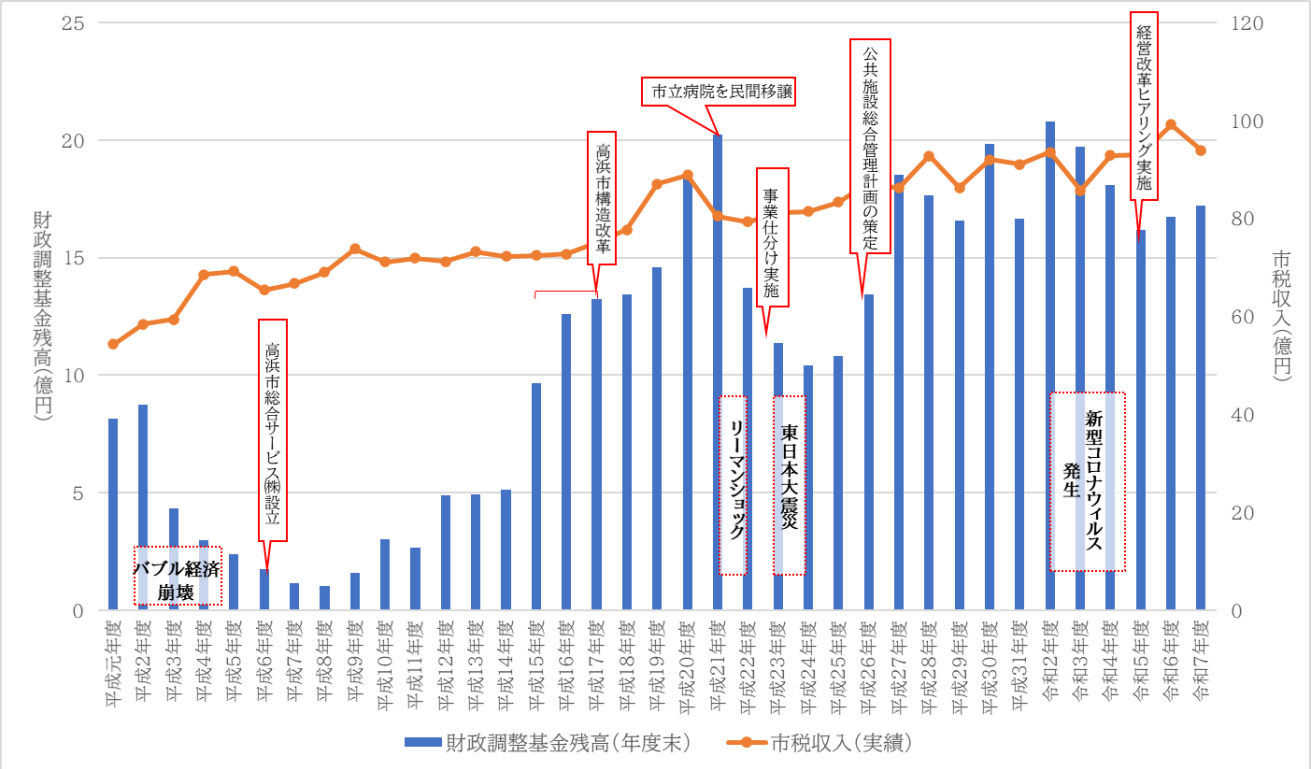

<ポイント>

本市では、これまでも財政状況や行政課題が厳しい局面において、その時々に必要な行財政改革に取り組んできました。その積み重ねにより、限られた財源の中でも行政サービスを維持し、現在の行財政運営につないできました。

一方で、物価の高騰や人件費、金利の上昇など、市の取組だけでは抑えることが難しい経費の増加も今後見込まれ、新たな課題への対応も必要となっています。今回の行財政改革も、これまでの改革の延長線上にある取組です。

こうした変化に対応するため、これまでの改革を踏まえ、今回の行財政改革を進めていく必要があります。

3.　今こそ、高浜市を再起動するチャンスです

行財政改革で、目指すこと

これまで本市では、その時々の課題に向き合い、さまざまな行財政改革に取り組んできました。こうした取組の積み重ねが、現在の高浜市の行政サービスや行財政運営を支えています。

一方で、財政調整基金*を取り崩すことで対応してきた財政運営や公共施設の老朽化、多様化する行政需要など、新たな課題への対応も必要となっています。

これまでの改革を土台に、さらにできることを考え、今の時代に合った行財政運営へ見直していく必要があります。

＜行財政改革で「まず」目指すこと＞

市民生活を支える基礎的な行政サービスを守り、将来にわたって安定的に提供できる行財政基盤を整える。

物価や人件費の高騰、新たな行政ニーズの発生などあるが、まずは財政調整基金*を取り崩すことなく運営できる財政基盤を確立する。

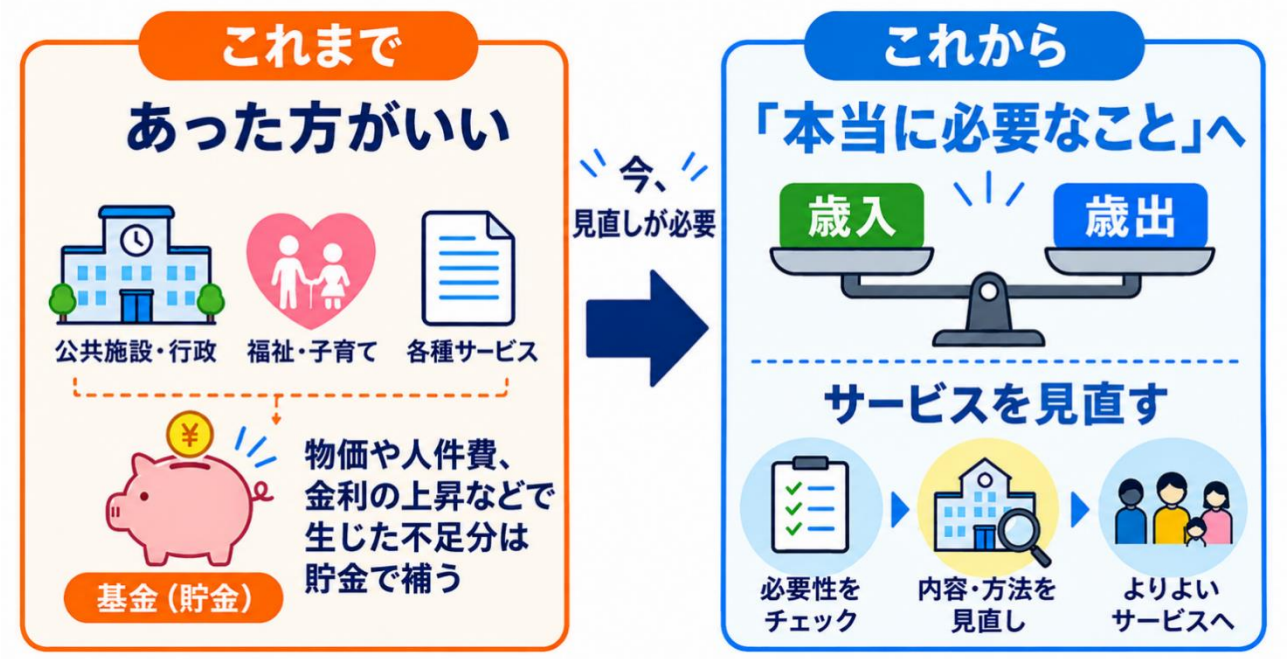

＜行財政改革で「その先」に目指すこと＞

総合計画に掲げる将来都市像から必要な取組を考え、限られた経営資源をより効果的に活用しながら、目指す高浜市の姿へつないでいきます。

目指すのは、単なる緊縮や削減ではない

厳しい財政状況だからこそ、これまで続けてきた事業を改めて見直し、効果が薄くなった事業は整理しながら、**市民生活を支える基礎的な行政サービスへ重点的に財源を配分していくことが重要です。**

行財政改革は、単なる「削減」が目的ではありません。厳しい財政状況の中でも、市民生活を支える基礎的な行政サービス※を維持し、将来にわたって安定的に提供し続けるための取組です。

そのために、自主財源の確保に取り組むとともに、限られた財源をより効果的に活用し、必要性や効果を踏まえて配分していくことが重要です。

未来の世代へ持続可能な高浜市を引き継ぐために、今こそ改革に取り組む時です。今回の行財政改革を、高浜市を未来へつなぐ「再起動」の第一歩として進めていきます。

※基礎的な行政サービスとは…

市民の暮らしを支えるために、行政が担わなければならない基本的なサービスや、それを行うために欠かせない取組をいいます。

福祉、子育て、教育、防災、ごみ処理など、法律などに基づいて行政が行う事業に加え、学校や道路、公共施設の維持管理など、これらのサービスを継続して提供するために必要な仕事も含まれます。

本計画では、こうしたサービスを将来にわたって安定して提供していくための行財政基盤を整えることを目指します。



コラム①　そもそも「行財政改革」って？

「行財政改革」というと、経費を削減したり、事業を減らしたりする取組をイメージしがちですが、それだけではありません。

社会や市民ニーズが変化する中で、限られた財源や人材を有効に使いながら、必要な行政サービスをより効果的・効率的に提供していくために、**仕事の進め方や組織、事業のあり方、財政運営などを見直していくことが「行財政改革」です。**

こうした考え方は、自治体運営の基本として法律にも示されています。**「地方自治法」**では、地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めながら「最少の経費で最大の効果」を挙げること（第２条第 14 項）や、組織及び運営の合理化に努めること（同条第 15 項）が求められています。

また、**「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（いわゆる行革推進法）」**でも、国及び地方公共団体には、簡素で効率的な行政を実現するため、行政改革を推進する責務があることが定められています（第３条）。

つまり、行財政改革は、単に「減らすための改革」ではなく、限られた資源を活かしながら、必要な行政サービスを持続していくための見直しです。



コラム②　高浜市 実はこんなことやってます

【自校式給食】

各学校に調理場を設置し、その学校で調理する**「自校式給食」**。

実は、愛知県内 54 市町村のうち、自校式給食のみを実施しているのは７市町村だけです。（令和７年５月１日時点）

自校式給食には、こんな良さがあります。

- 温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、できたての給食を提供できます。
- 調理中から給食の香りを感じたり、調理員が実際に調理している様子を身近に見ることができます。
- 食への関心や安心感、給食をつくる人への感謝の気持ちを育むことにもつながります。



第２章　高浜市の現状と課題

１．　高浜市の財政状況

（１）財政調整基金に依存した財政運営

＜ポイント＞

財政調整基金*は、本来、不測の事態に備えるための大切な財源です。

毎年度の財源不足を基金で補う財政運営から転換し、収入の範囲内で必要な支出を賄うことができる財政構造へ見直していく必要があります。

また、不測の事態に備えるための財政調整基金*の残高について、標準財政規模や過去の経済危機による影響を踏まえ、10 億円を一つの目安としています。

財政調整基金*は、災害への対応や景気悪化による税収減など、不測の事態に備えて積み立てておく、市の「貯金」にあたるものです。

本市では、本来こうした事態に備えるための基金を、毎年度の予算を編成するために取り崩す状況が続いています。

これは、毎年度の収入だけでは必要な支出を賄うことができず、その不足分を基金で補っている状態です。この状況が続けば基金残高は減少し、災害への対応や景気悪化による税収減、急な施設修繕など、不測の事態に備えるための財源を十分に確保できなくなります。

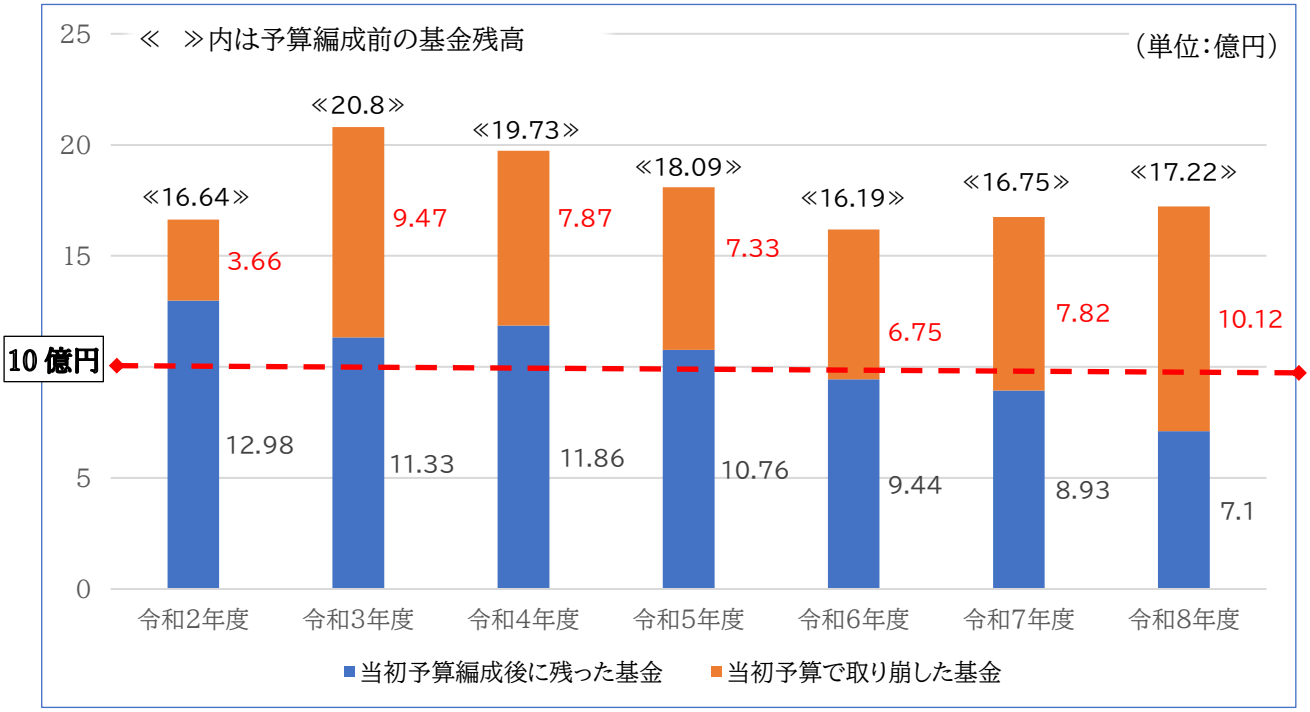

図：当初予算編成時の財政調整基金*の取崩額と残高の推移

（2）増加する経常的経費と財政の硬直化

＜ポイント＞

毎年必要となる支出が増え、市が新たな取組や行政課題に対応するために使える財源が少なくなっています。

市民生活を支える行政サービスを維持しながら、将来の変化にも対応できる財政運営とするためには、経常的経費*を含めた歳出全体を継続的に見直していく必要があります。

市の支出には、人件費*や扶助費*、施設の維持管理費、市債*の返済など、毎年度継続して必要となる「経常的経費*」があります。

これらの経費が増加すると、市の収入の多くが毎年必要となる支出に充てられ、新たな行政課題への対応や、市民ニーズに応じた取組に使える財源が少なくなります。

こうした財政構造の弾力性を示す指標が「経常収支比率*」です。この比率が高いほど、毎年必要となる支出に多くの財源が使われ、財政の自由度が低い状態を表します。

本市の経常収支比率*は、令和元年度以降、愛知県内市平均を上回る状況が続いています。

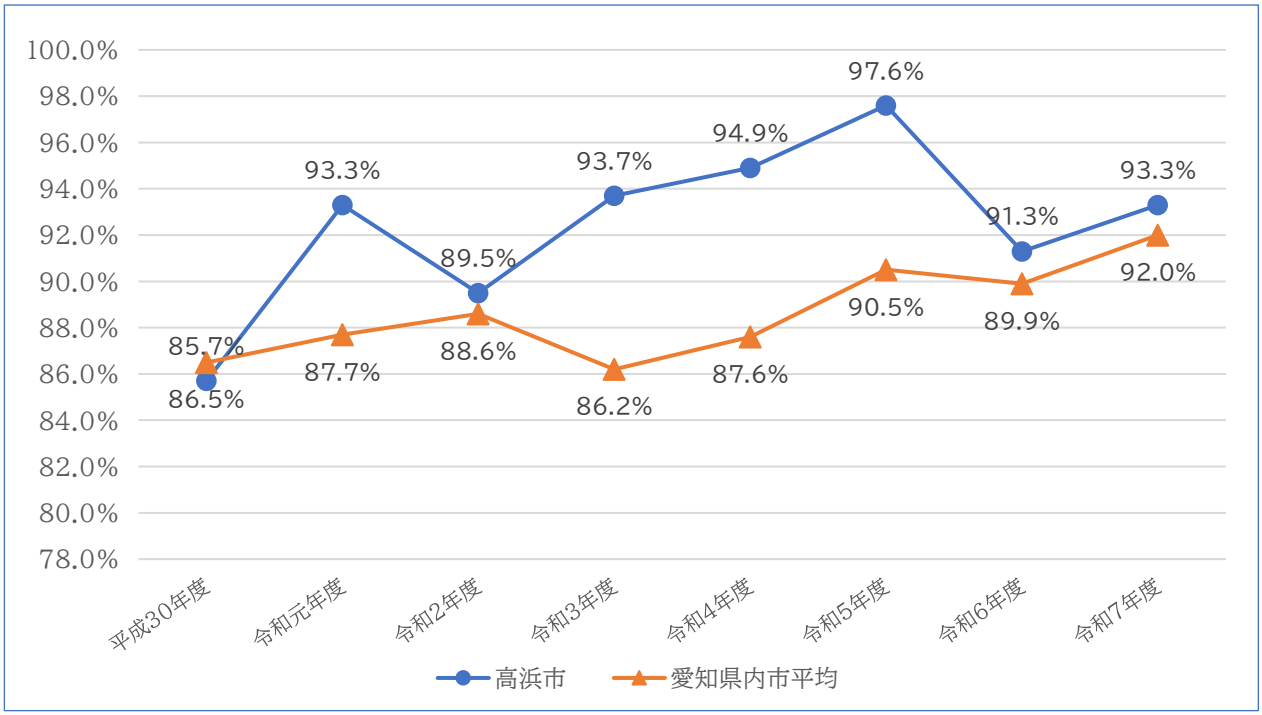

図：高浜市の経常収支比率*の推移

「主な経常的経費の例」

◇高齢者や障がいのある方、子育て世帯への福祉サービスにかかる費用
◇ごみ収集や消防、防犯など、市民生活を支えるために毎年必要となる費用
◇学校や保育園、公共施設の維持管理費
◇市が借りたお金（市債）の返済
◇職員の給料　など

（3）普通交付税の交付・不交付と財政運営

＜ポイント＞
これまで普通交付税に頼らず財政運営を行ってきた本市が、令和 8 年度に交付団体となったことは、市税などの収入と、標準的に必要となる行政経費とのバランスが大きく変化していることを示す重要なサインです。

本市は、令和 7 年度以前は、ほぼ毎年、普通交付税の不交付団体でしたが、令和 8 年度は普通交付税の交付団体となりました。

普通交付税は、市民サービスを行うために人口や面積の規模などから標準的に必要となる経費である「基準財政需要額*」と、市税などによって標準的に見込まれる収入である「基準財政収入額*」を比較し、収入が必要な経費を下回る場合に、その不足分を国が補う制度です。

また、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値を基礎として、地方公共団体の財政力を示す指標が「財政力指数」です。財政力指数が 1.0 を上回るほど、標準的に必要となる経費に対して市税などの収入が多く、1.0 を下回るほど少ないことを示します。

ただし、財政力指数や普通交付税の交付・不交付だけで、市の実際の財政状況が決まるわけではありません。人件費*や扶助費*、公共施設の更新、物価の上昇などにより実際の支出が増加すれば、普通交付税の不交付団体であっても財政状況は厳しくなります。

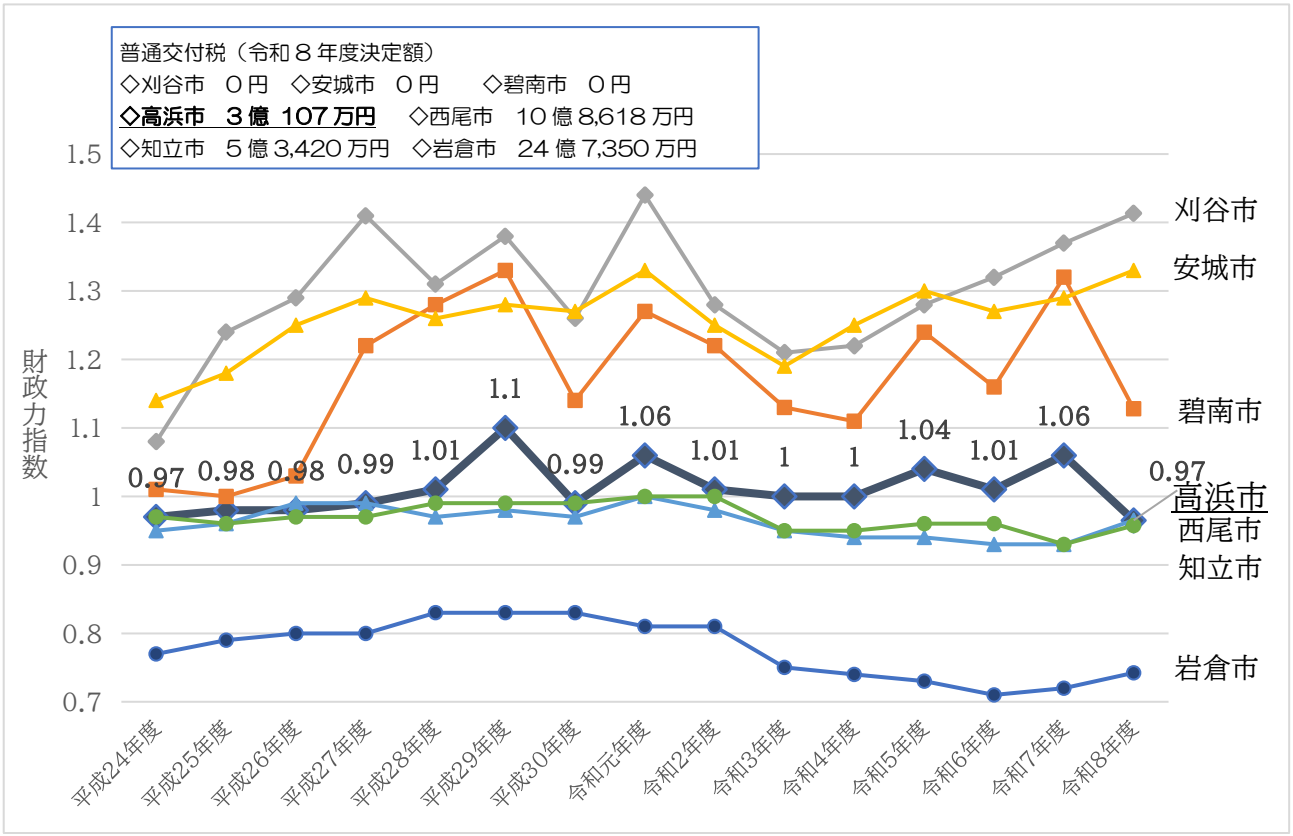

図：高浜市及び近隣市等の財政力指数の推移（単年度）

（4）今後の財政見通し

＜ポイント＞
歳入の大幅な増加が見込みにくい一方で、毎年必要となる歳出は増加する見込みです。財政調整基金*に頼る財政運営から転換するため、歳入・歳出の両面から見直す必要があります。

今後の財政見通しでは、市税収入の減少などにより歳入全体は減少する一方、人件費*や扶助費*などの増加により歳出全体は増加し、現在の財政構造のままでは、歳出が歳入を上回る状況が続くことが見込まれています。

主な歳入の見通し（令和９年度～令和 40 年度）		
項目	年平均変動額	主な内容
歳入全体	**▲0.9 億円**	市税収入の減等の影響による
市税*	▲4.0 億円	法人市民税は過去５年間の中央値をもとに算出
交付金等*	＋0.5 億円	経済事情等を考慮し決算見込み額及び決算額の中央値を一部採用
国庫支出金*	＋1.7 億円	扶助費*及び普通建設事業費の増による

主な歳出の見通し（令和９年度～令和 40 年度）		
項目	年平均変動額	主な内容
歳出全体	**＋4.8 億円**	義務的経費の増加の影響による
人件費*	＋2.2 億円	令和７年度の人事院勧告の反映など
扶助費*	＋2.8 億円	障害福祉サービス等給付費や障害児給付費増など
物件費*	＋0.9 億円	情報システム標準化増額分等を含める
補助費等*	＋0.3 億円	衣浦東部広域連合への負担金増等

≪高浜市長期財政計画（R7.3 改定）より抜粋≫

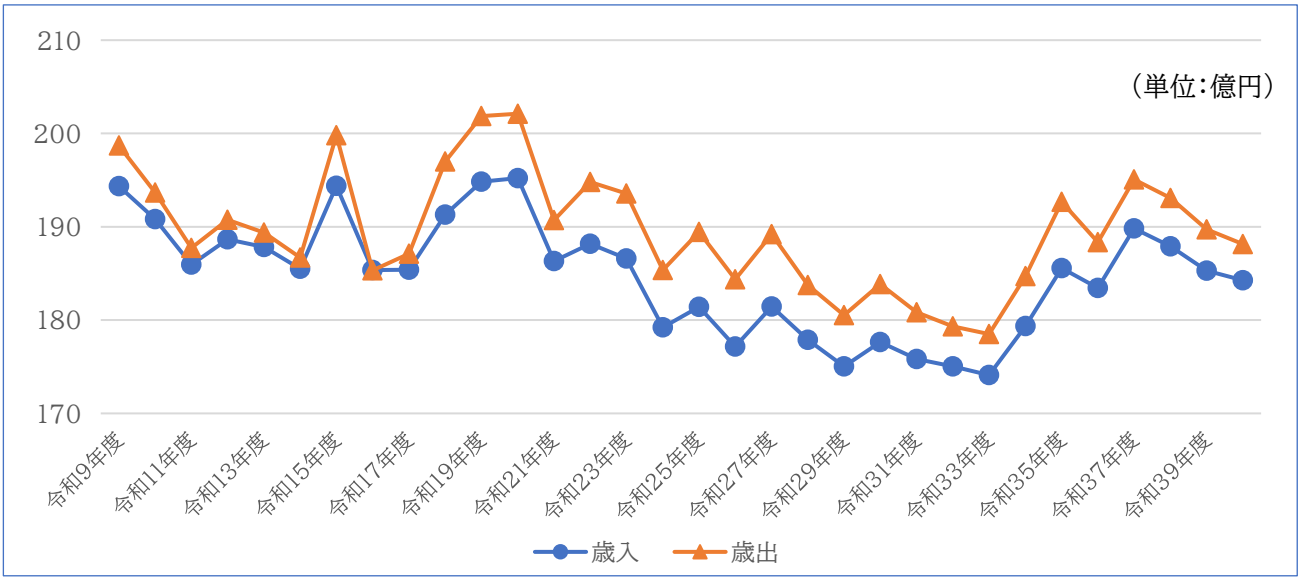

図：高浜市の歳入・歳出の見通し

2.　公共施設の老朽化と財政負担

＜ポイント＞

高浜市では、これまでも公共施設の統廃合や民間活力の活用などにより、施設総量の圧縮を進めてきました。

今後も必要な公共サービスを維持していくためには、これまでの取組を踏まえながら、将来の人口や財政状況に見合った公共施設のあり方を考えていく必要があります。

本市では、公共施設の老朽化と将来の財政負担に対応するため、平成 28 年３月に「高浜市公共施設総合管理計画」を策定し、計画的な施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組んできました。

≪公共施設（ハコモノ施設・インフラ施設）の現状≫

分類	種別	平成 27 年度末	令和３年度末	６年間の増減	増減率
ハコモノ施設	施設数	114	108	▲6	▲5.3%
	延床面積（㎡）	118,276	107,018	▲11,258	▲9.5%
道路	管路線数（路線）	740	768	28	+3.8%
	道路延長（㎞）	197.2	201.7	4.5	+2.3%
橋梁	管理橋梁（橋）	40	42	2	+5.0%
	橋梁延長（m）	612.2	772.22	160.02	+26.1%
河川	河川	準用河川：５本 延長：3,170m	準用河川：３本 延長：2,060m	準用河川：▲2 本 延長：▲1,110m	▲40.0% ▲35.0%
公園	都市公園	21 箇所 面積 10.97ha	22 箇所 面積 11.12ha	1 箇所 面積 0.15ha	+4.8% +1.4%
	市立公園	2 箇所　面積 1.24ha	2 箇所　面積 1.24ha	0	0%
上水道	管路延長（㎞）	222	224	2	+0.9%
下水道	管路延長（㎞）	154	185	31	+20.1%

≪高浜市公共施設総合管理計画（R5.3 改定）より抜粋≫

≪ハコモノ施設の主な取組内容≫

高浜小学校等整備事業や市役所本庁舎整備事業、施設の用途廃止・民間移譲などを進め、公共施設の総量圧縮と財政負担の軽減・平準化を図ってきました。

項目	概要	圧縮延床面積
高浜小学校等整備事業	小学校の建替えにあわせ５施設を除却・用途廃止し、３施設を新設・集約した。	▲1,492 ㎡
勤労青少年ホーム跡地活用事業	既存施設を廃止し、跡地に民間提案により、市民がスポーツに親しむ拠点を設置、あわせて学校プール機能を併設した。	▲694 ㎡
市役所本庁舎整備事業	庁舎の建替えを民間事業者からの 20 年間のリース方式として実施し、初期投資の抑制と経費の平準化を図った。	▲6,615 ㎡
施設の用途廃止	２施設を除却、４施設を用途廃止した。	▲1,017 ㎡
施設の民間移譲等	５施設を民間に移譲・移行した。	▲1,745 ㎡
施設の整備	高浜芳川緑地多目的広場を開設した。	―

≪高浜市公共施設総合管理計画（R5.3 改定）より抜粋≫

≪財政負担（公共施設の更新費用推計）≫

＜ポイント＞

公共施設の複合化や集約化による総量圧縮や長寿命化を行っても、今後 40 年間で約 919.5 億円の更新費用が見込まれています。

必要な公共サービスを将来にわたって維持するためには、これまで計画的に実施してきた取組だけでなく、将来の財政負担を踏まえ、公共施設のあり方を継続的に見直していく必要があります。

「高浜市公共施設総合管理計画」では、長寿命化対策を実施した場合でも、2016 年から 2055 年までの 40 年間で、公共施設全体の更新に約 919.5 億円が必要と見込まれています。（ハコモノ施設が約 640.3 億円、道路・橋梁などのインフラ施設が約 279.2 億円）

これまで公共施設の複合化や集約化による総量圧縮や長寿命化を進めてきましたが、今後も長期にわたり大きな財政負担が見込まれています。

今後 40 年間の公共施設更新費用　約 919.5 億円
（ハコモノ施設　約 640.3 億円　＋　インフラ施設　約 279.2 億円）

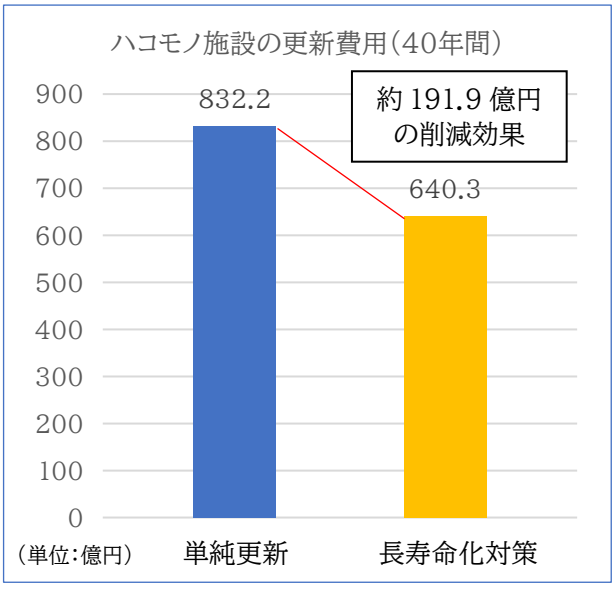

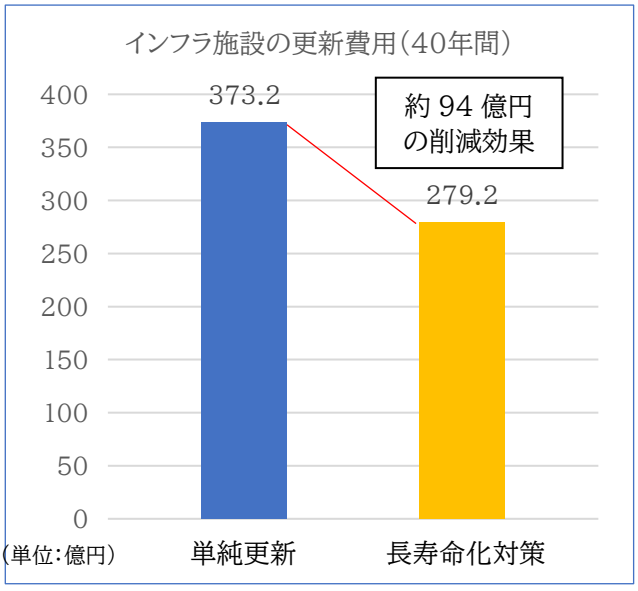

≪高浜市公共施設総合管理計画（R5.3 改定）より抜粋≫

3.　多様化する行政需要と限られた人的資源

＜ポイント＞
行政に求められる役割が広がる中、行政サービスを支えるために必要となる経費も増加しています。

限られた財源と人材の中で、市民ニーズの変化に対応できる行政運営へ見直していく必要があります。

高齢化や子育て支援、防災、デジタル化など、社会環境の変化に伴い、行政に求められる役割や市民ニーズは多様化しています。

こうした変化に対応するため、行政には、地域や市民の状況に応じた、より柔軟で効果的なサービスの提供が求められています。

実際に、一般会計の当初予算を見ると、直近 10 年間で特に扶助費（75.2%増）*や補助費（53.0%増）、人件費（48.8%増）が大きく増加しており、物件費*（28.2%増）等も含め、行政サービスを支えるために必要となる経費は増加しています。

≪性質別予算額（一般会計）の推移≫

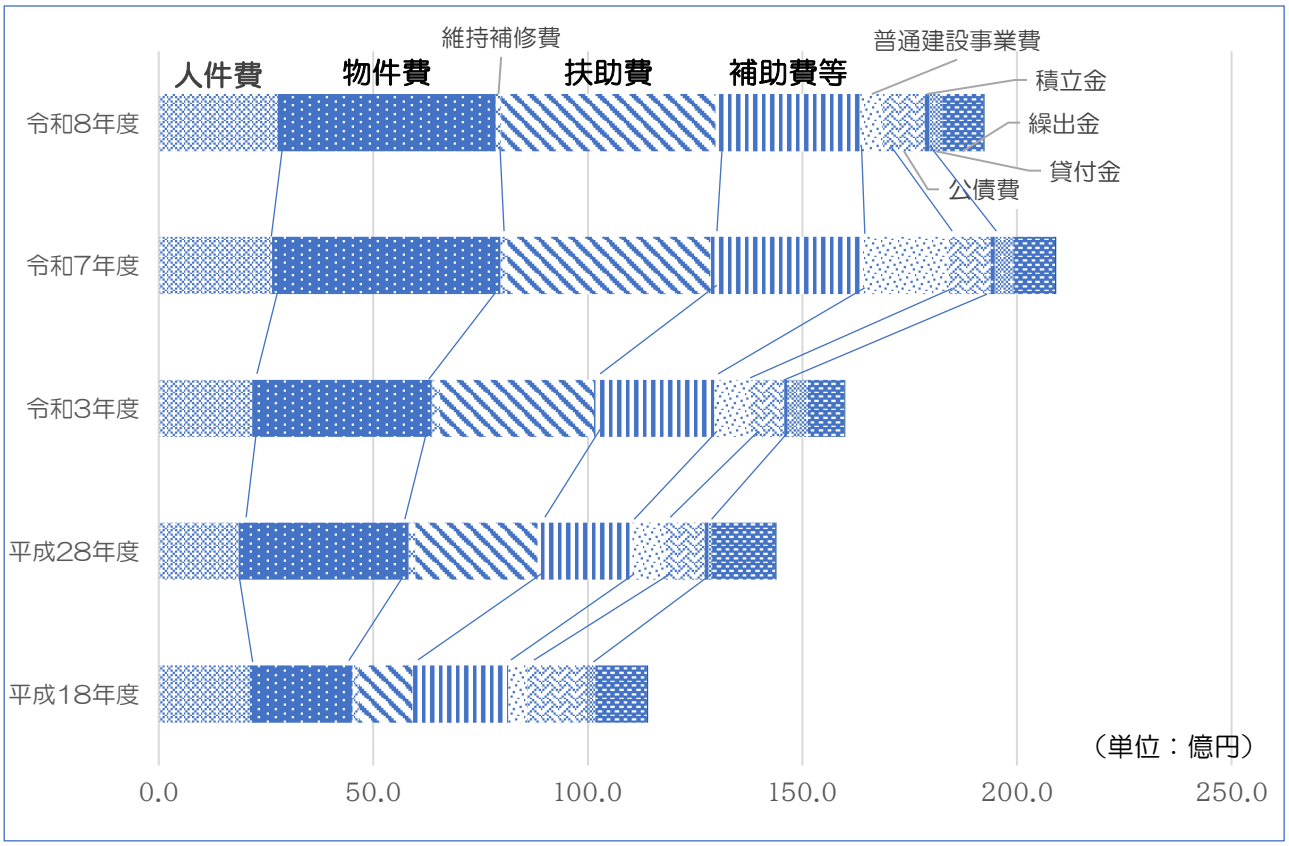

*上記の用語については、巻末 31 ページの「用語集」で解説しています。

≪人口１万人あたりの市の職員数（一般行政職員）≫

＜ポイント＞

限られた人的資源で多様化する行政需要に対応するため、業務の進め方や組織体制を見直す必要があります。

業務分担、人員配置、働き方などを見直し、職員一人ひとりがより効果的に力を発揮できる組織体制を構築していきます。

本市ではこれまで、「民間でできることは民間で、地域でできることは地域で」という考え方のもと、高浜市総合サービス株式会社によるアウトソーシングや、まちづくり協議会をはじめとした地域内分権を進め、限られた人的資源による行政運営を行ってきました。

その結果、人口１万人当たりの一般行政職員数は 42.0 人となっており、県内の比較自治体や類似団体と比べても少ない職員数で行政サービスを担っています。

一方で、今後さらに多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、限られた人的資源をより効果的に活用できるよう、業務の進め方や役割分担、組織体制を見直していく必要があります。

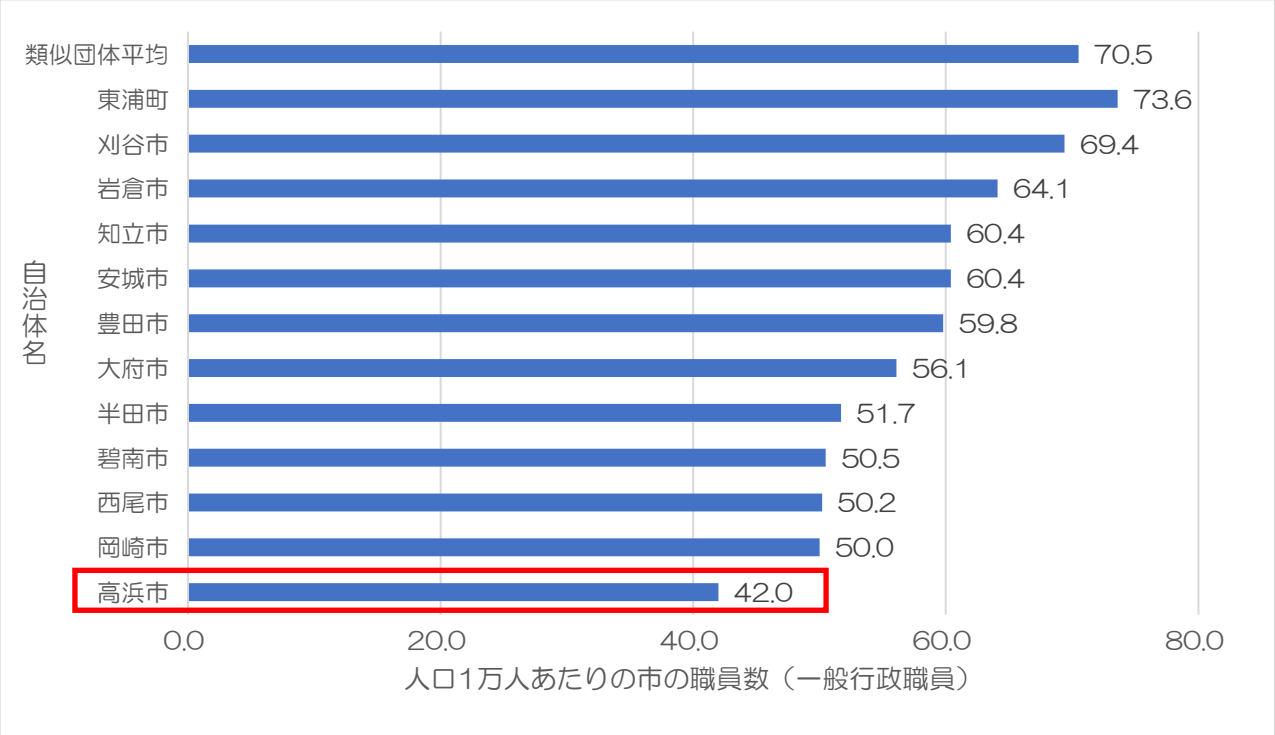

※比較自治体は、近隣の西三河及び知多地域と人口や面積規模の近い自治体等を踏まえて選定しています。

※令和７年４月１日時点での職員数（一般行政職員）÷令和７年１月１日時点の人口

※類似団体とは、人口と産業構造が類似する自治体

4.　現状と課題のまとめ

本市では、毎年度必要となる支出の増加や財政調整基金*に依存した財政運営、公共施設の老朽化、多様化する行政需要と限られた人的資源など、さまざまな課題に直面しています。

これらの課題は、それぞれ独立したものではなく、相互に関連しています。行政サービスを将来にわたって提供していくためには、これまでの行財政運営を前提とするのではなく、行政サービス、公共施設、組織運営、財源確保を一体的に見直していく必要があります。

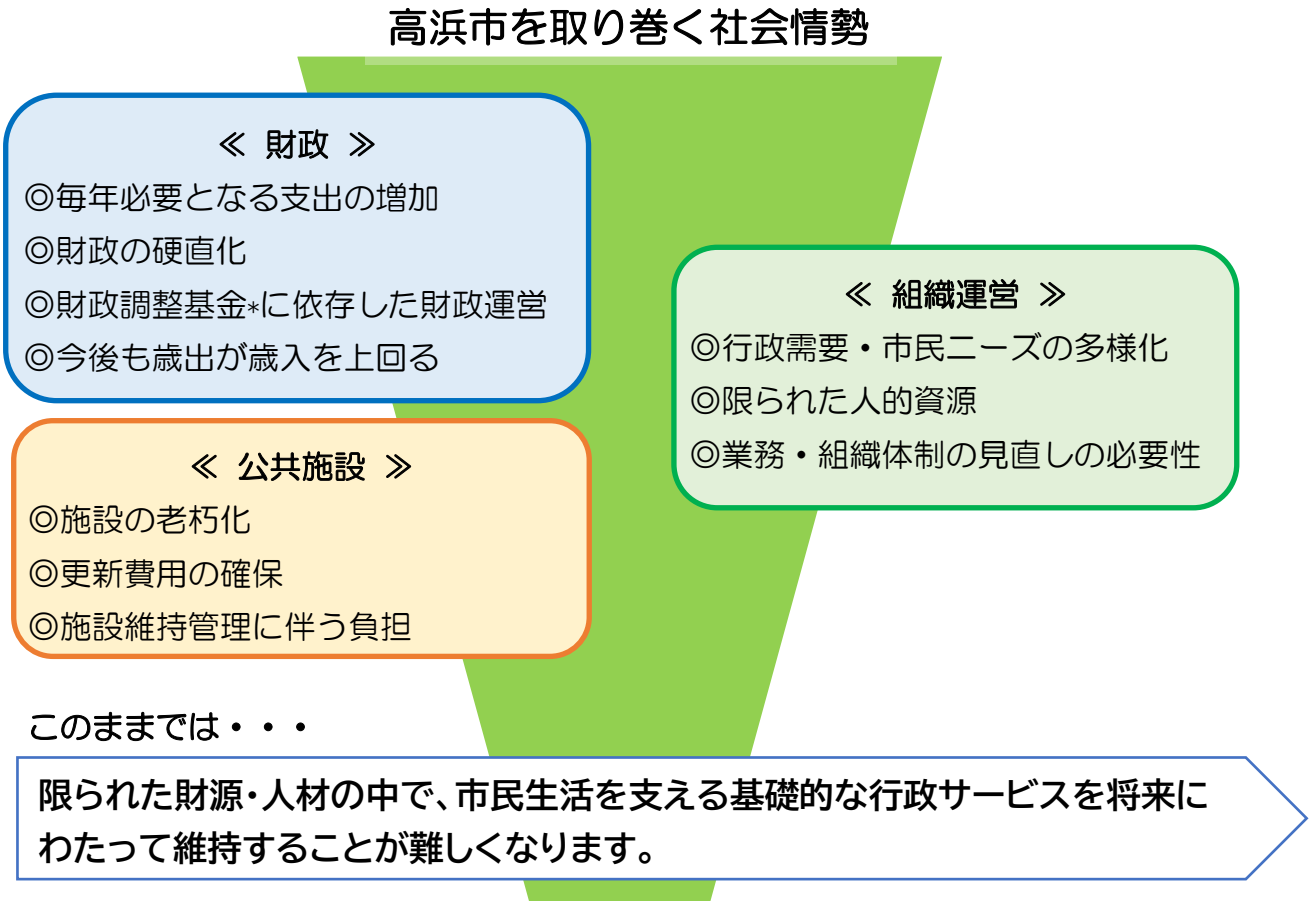

こうした課題に対応し、市民生活を支える基礎的な行政サービスを守り、次の世代へつないでいくため、限られた財源や人材をより効果的に活用し、持続可能な行財政運営へ転換していく必要があります。

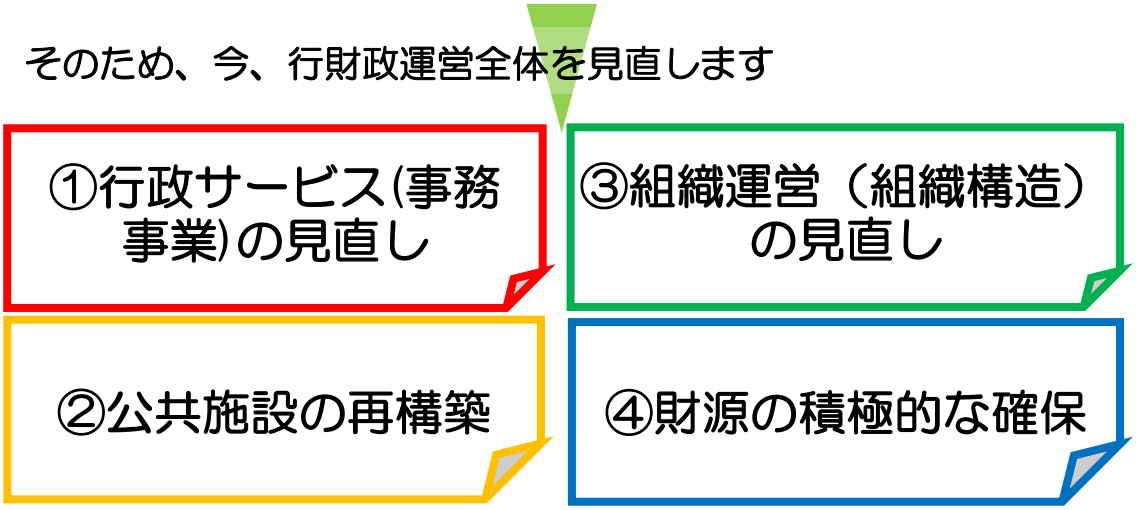



コラム③　「不易流行」― 守るものと、変えるもの

「不易流行」は、松尾芭蕉の俳諧の理念として知られる言葉です。

「不易」は時代が変わっても変わらないもの、「流行」は時代に応じて変わっていくものを意味し、変わらない本質を大切にしながら、新しいものも取り入れていくという考え方です。

市の行政サービスにも、市民の暮らしを支えるために、これからも守っていかなければならない役割があります。

一方で、その役割を果たすための事業の進め方や施設のあり方、組織の仕組みなどは、社会や市民ニーズの変化に合わせて見直していく必要があります。

守るべきものは守り、そのための方法は時代に合わせて変えていく。

こうした「不易流行」の考え方は、これからの行財政改革にも通じる大切な視点です。

コラム④　行財政改革への意気込み

今回の行財政改革は、行財政改革グループやプロジェクトチームだけで進めるものではありません。

市役所全体で知恵を出し合うため、全職員を対象に、所属部署の枠を越えて行財政改革の取組アイデアを募集しました。また、行財政改革市民会議では、委員からこんな言葉をご紹介いただきました。

行財政改革は、一部の職員だけが考えるものではありません。職員一人ひとりが自分事として考え、知恵を出し合いながら、よりよい高浜市の行財政運営につなげていきます。

一生懸命だと知恵が出る
中途半端だと愚痴が出る
いい加減だと言い訳が出る
武田信玄



第３章　行財政改革プランの基本的な考え方

１．　計画の位置づけ

本市では、市のまちづくりの基本的な方向性を示す「第７次高浜市総合計画（以下「総合計画」という）」に掲げる将来都市像の実現を目指し、持続可能なまちづくりに取り組んできました。

この将来都市像を実現するためには、必要な事業を進めるだけでなく、その土台となる財政基盤と行政運営体制を安定させることが必要です。

そこで、事務事業、公共施設、組織体制及び財源確保のあり方を一体的に見直し、持続可能な行財政基盤を確立するため、「行財政改革プラン」を策定し、総合計画の実現を行財政面から支えるとともに、行財政改革を推進するための基本的な方向性を定めるものとして位置づけます。

具体的な取組は、別冊「行財政改革推進プラン（以下「推進プラン」という）」に定め、毎年度の予算編成と連動して実施します。

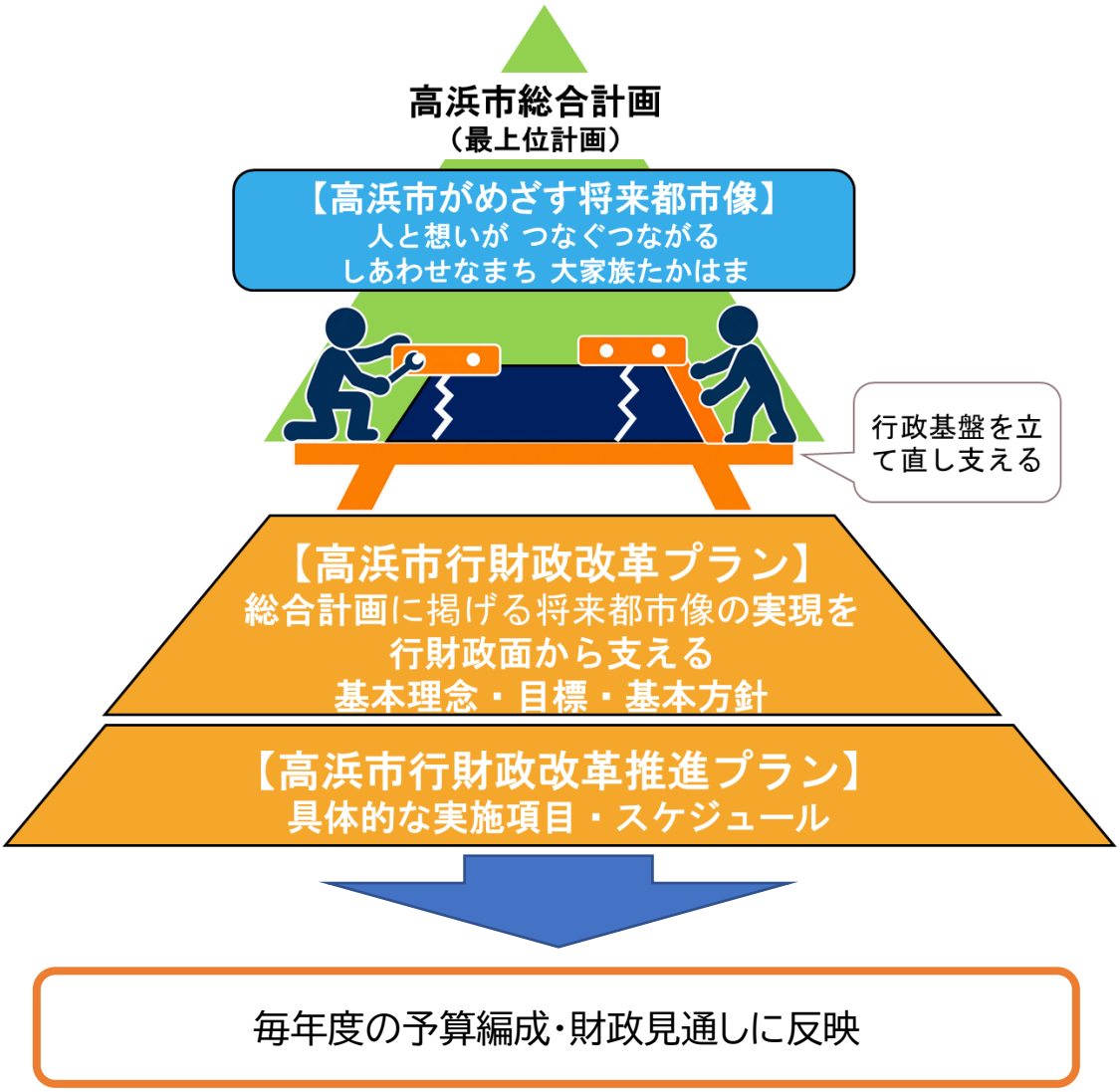

※第７次高浜市総合計画の内容はQRコードよりご確認できます。

2. 計画期間

計画期間は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間を行財政改革の集中取組期間とし、財政調整基金*に頼る財政運営から脱却し、「収入に見合った支出」を基本とする財政構造への転換に集中的に取り組む期間とします。

計画期間中は、推進プランに掲げる実施項目を着実に進め、その進捗状況と財政効果額を毎年度確認します。

計画期間終了後も、行財政改革プランの考え方を行財政運営の基本として継承し、持続可能な行財政基盤の確立に取り組みます。

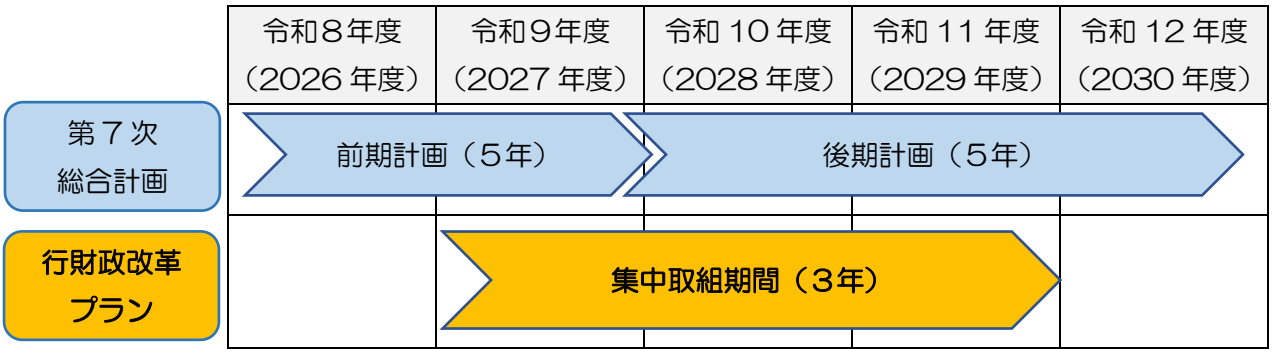

3. 計画目標

財政調整基金*に頼る財政運営から脱却し、毎年度の収入の範囲内で必要な支出を賄うことができる、健全で持続可能な財政構造への転換を目指します。

具体的な計画目標として、次の２つを設定します。

①令和 11 年度当初予算編成後に財政調整基金*10 億円以上を確保

災害や景気変動などの不測の事態に備えるとともに、新たな行政課題にも機動的に対応し、行政サービスを安定して提供できるよう、財政調整基金*10 億円以上を確保します。

②財政調整基金*に頼らない財政運営の継続

通常の財源不足を補うための基金の取崩しから脱却し、毎年度の収入の範囲内で必要な支出を賄う財政運営を目指します。

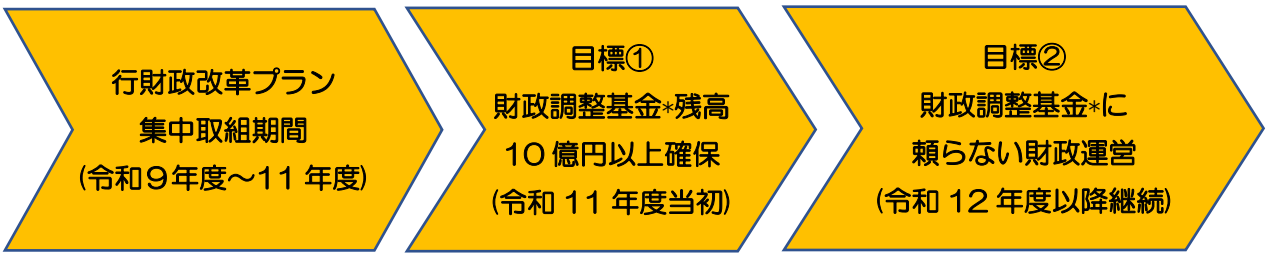

4.　基本理念

厳しい財政状況の中にあっても、市民生活を支える基礎的な行政サービスを維持し、将来にわたって安定的に提供していく必要があります。その上で、総合計画に掲げる将来都市像の実現を支え、目指す高浜市の姿を将来へつないでいくためには、限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、行財政運営全体を見直していく必要があります。

こうしたことを踏まえて、行財政改革プランにおける**【基本理念】**を『**目指す未来へ、舵を切る　～守り、つなぐための再起動～**』として定め、**健全な財政運営と公共基盤を守り、市民生活を支える基礎的な行政サービスを将来へつないでいきます。**

【基本理念】

目指す未来へ、舵を切る

～守り、つなぐための再起動～

- **市民生活を支える基礎的な行政サービスを維持し、将来にわたって安定的に提供するとともに、総合計画に掲げる将来都市像の実現につなげる行政運営を推進します。**
- **「収入に見合った支出」という基本に立ち返り、限られた財源を効果的に配分し、健全な財政運営と公共基盤を守りながら、必要な行政サービスを将来へつないでいきます。**

5.　計画の体系的整理

この基本理念の実現に向け、行財政改革の目的と具体的な取組の関係を明確にするため、「基本理念」「基本方針」「推進項目」「実施項目」の４段階で計画体系を整理します。

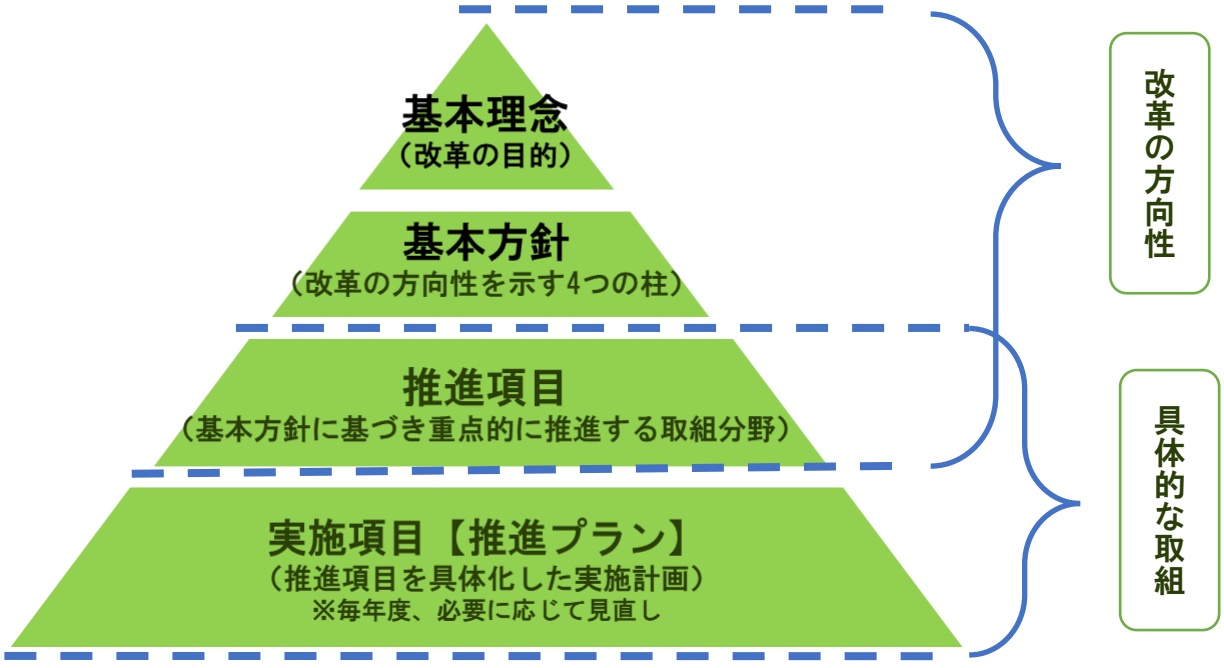

6.　基本方針

基本理念の実現に向け、行財政改革を進めるための４つの基本方針を定めます。

事務事業、公共施設、組織体制及び財源確保を一体的に見直すとともに、各基本方針に基づく推進項目を定め、具体的な取組を別冊の「推進プラン」で進めます。

（1）基本方針とする４つの柱

基本方針1　事務事業の見直し

限られた財源と人材の中で行政サービスを持続的に提供するため、事務事業を継続的に点検し、「事務の進め方」と「事業そのもの」の両面から見直しを進めます。業務の効率化・改善を図るとともに、事業の必要性や効果、実施方法等を検証し、廃止・縮小・統合・再構築を進めます。

【推進項目】

①事務の効率化・改善　　②事業の廃止・再構築

基本方針2　公共施設の再構築

公共施設の老朽化や将来の財政負担を踏まえ、施設の利用状況や必要な機能、改修・更新費用等を検証し、公共施設のあり方を見直します。

あわせて、施設の維持管理方法や未利用資産の活用等を見直し、維持管理費の削減と財源確保を進めます。

【推進項目】

①公共施設マネジメントの見直し　　②施設維持管理費のさらなる効率化

基本方針3　組織運営（組織構造）の見直し

限られた人的資源の中で行政需要の変化に対応するため、組織編成、業務分担、人員配置等を見直し、効率的・効果的な組織体制を構築します。

あわせて、多様で柔軟な働き方を進め、人材の確保と職員が能力を発揮できる環境づくりを進めます。

【推進項目】

①行財政改革を実現する組織体制の構築　　②多様で柔軟な働き方の推進

基本方針4　財源の積極的な確保

持続可能な財政運営を支えるため、使用料・手数料等の受益者負担の適正化を図るとともに、新たな自主財源の確保を進めます。

市有資産の活用、寄附、広告、企業との連携など、幅広い手法について実現可能性や効果を検証し、歳入の確保につなげます。

【推進項目】

①受益者負担の適正化　　②新たな自主財源の確保

第４章　行財政改革の推進

１．　高浜市行財政改革推進プランについて

（１）高浜市行財政改革推進プランの位置づけについて

「推進プラン」は、行財政改革プランに掲げる基本方針及び推進項目を具体化し、実施する取組を明らかにする実施計画として策定します。

推進プランでは、実施項目ごとに、現状と課題、取組内容、担当部署、実施時期及び改革効果等を整理し、各担当部署が主体となって取組を進めます。

（２）高浜市行財政改革推進プランの作成過程

推進プランは、職員で構成する行財政改革プロジェクトチームを中心に検討を進め、主に職員や各部署からの意見・課題の把握や、他自治体の取組事例の調査により検討を進め、その検討結果を踏まえて実施する取組を整理しました。

なお、事務事業の見直しの取組検討にあたっては、職員提案や一般財源の支出が大きい事業を中心に検討し、法令上実施が必要な事業や義務的経費などを除いた上で、事業の必要性や効果、実施方法などを確認し、見直しの余地があるものを整理しました。

その後、行財政改革推進本部会議での審議を経て実施する取組を決定し、各部署が具体的に実施する取組を推進プランとして整理しました。

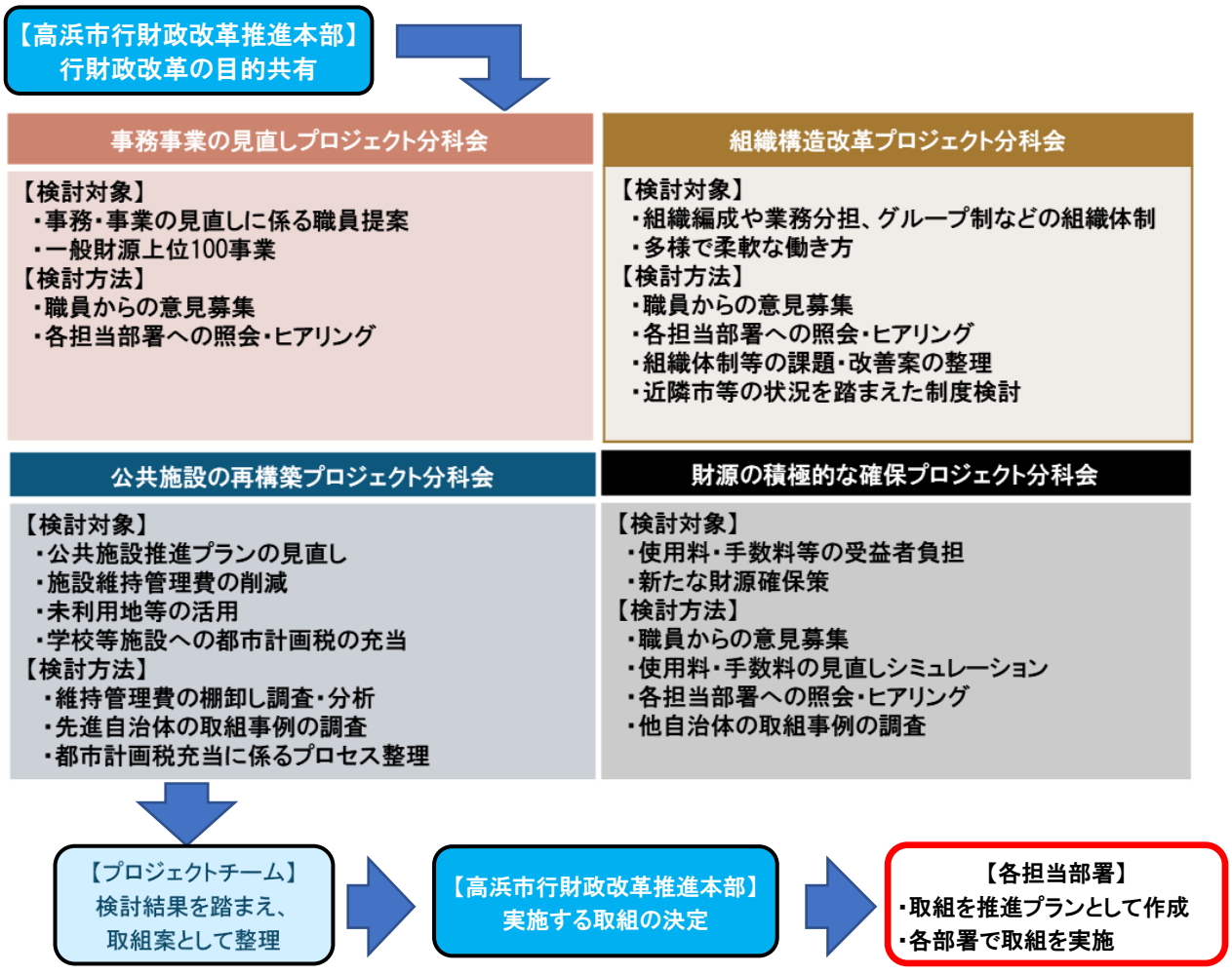

2. 推進体制と進行管理

（1）高浜市行財政改革推進本部

本プランの進行管理は、市長を本部長とする「高浜市行財政改革推進本部」が行います。

推進本部では、各取組の進捗状況や改革効果を確認し、必要に応じて取組内容の見直しや新たな取組の追加等について方針を決定します。

市民等で構成する市民会議には、行財政改革の進捗状況等を必要に応じて報告します。

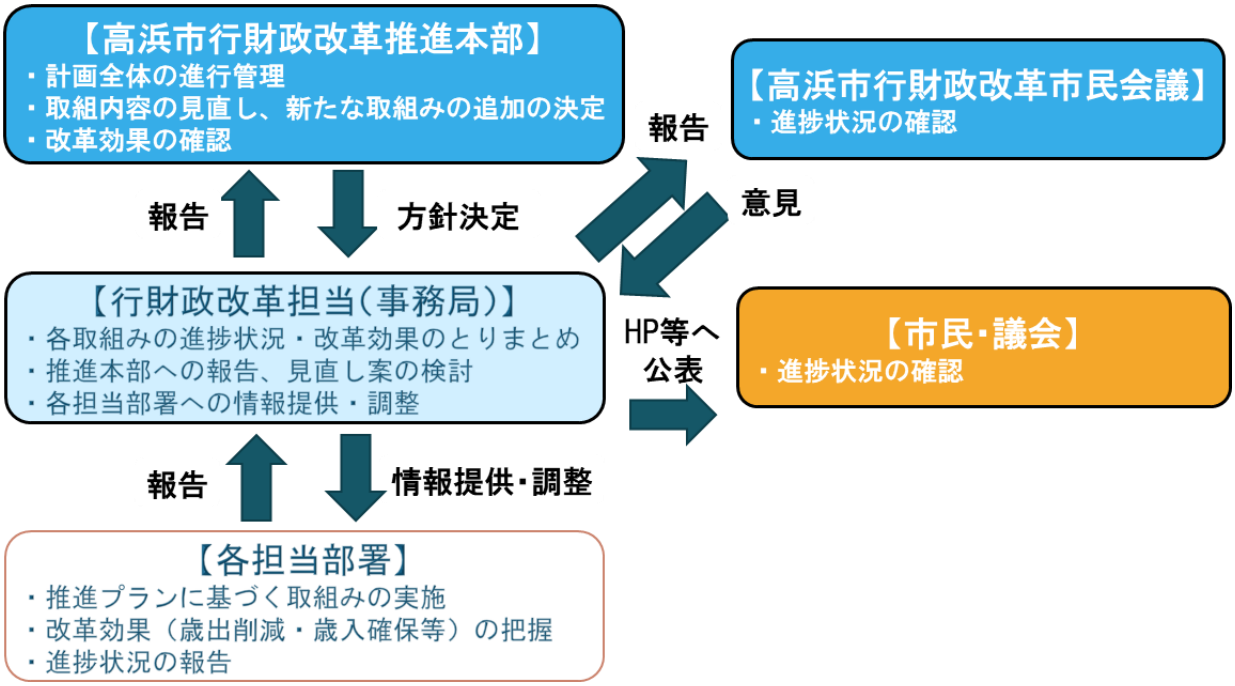

（2）高浜市行財政改革推進プランの進め方

①取組の実施・見直し

推進プランに掲げる各取組は、担当部署が主体となって実施します。

計画期間中は、各年度の取組実績や改革効果を踏まえ、必要に応じて取組内容を見直します。

あわせて、推進プランの作成時に検討対象とならなかった事務事業についても見直しを進めるとともに、社会経済情勢や行政需要の変化に応じて、新たな取組を検討します。

②継続的な事業見直し

行財政改革はこの３年間で終了するものではありません。集中取組期間で確立した「収入に見合った支出」を基本とする行財政運営を、令和 12 年度以降も継続し、中長期的な視点で事業の見直しや業務改善、自主財源の確保に取り組みます。

事業の新設・拡充や、休止・縮小した事業の再開にあたっては、財源や必要性、効果等を踏まえて判断します。

3. 組織体制の見直し

令和９年４月１日より、行財政改革を着実に進め、限られた人的資源を効果的に活用するため、事務事業、公共施設、財源確保などの改革を実行できる組織体制へ見直します。

あわせて、職員の適正配置や業務の効率化を進め、持続的に行政サービスを提供できる体制を整えます。

（１）組織体制の見直し

≪現行≫7 部局 25 グループ

⇩

≪変更案≫7 部局 23 課

（２）主な見直し内容

①防災と地域づくりの連携強化

「防災協働部」を新設し、「防災防犯課」「つながり推進課」を所管

防災と地域づくりを一体的に進め、市民と行政がともに支え合う体制をつくります。

≪現状と課題≫

- 就業形態の変化や近所付き合いの希薄化、負担感などにより、地域活動の担い手不足が進んでいることに加え、高齢化も進んでおり、災害時などのいざという時に助け合う力が弱くなってきている。
- 安心安全な暮らしを守るためには、日頃からの地域のつながりや地域と行政の連携が支えとなる。

②施設・資産の一元管理とマネジメントの強化

「市長直轄部署」として「財産経営課」を新設

技術職のノウハウを活かし、施設の営繕・維持管理を横断的・一元的に行うとともに、将来を見据えた施設・資産のマネジメントを強化します。

≪現状と課題≫

- 施設等を所管する部署の内、技術職の配置の無い部署では、施設設備の営繕や維持管理に必要な技術的専門知識が不足している中、施設等の維持管理を行っている。
- 施設等の維持管理を各施設等の所管部署がそれぞれ担っているため、それぞれで維持管理業務の委託発注や将来にわたってのあり方を検討しており、非効率になっている。

③こども施策の連携・支援体制の強化

「福祉部」と「こども未来部こども育成グループ」を集約した「福祉こども部」を新設

妊娠・出生から子育て、保育、児童福祉等の施策を集約し、市民にとって分かりやすい相談・支援体制を整えます。

≪現状と課題≫

- 母子保健、保育支援、子育て支援、児童福祉、児童虐待対応、ひとり親家庭など、こどもを取り巻く課題に関する業務を異なる部署で所管しており、連携不足や非効率な相談・支援体制につながりやすい。

④分かりやすい組織体制と職員力の強化

「グループ」を「課」に改める

グループ制のメリットを活かしつつ、対外的に分かりやすい組織名称に改めるとともに、役職に応じた役割や責任を明確化することで職員育成につなげます。

≪現状と課題≫

- 平成８年度に、縦割り主義から柔軟で横断的な組織への転換を目的に、係制を廃止、平成 17 年度に、より一層の縦割り意識の払しょくと意思決定の迅速化を目的に、従来の課制を廃止し、グループリーダーより下の役職を、意思決定上フラットに扱うグループ制を導入した。
- 一方で、グループ制は、他の自治体とは異なり、一般的な名称でないことから、「グループ」や「グループリーダー」が示す意味が分かりづらくなっている。
- また、グループリーダーより下の役職が、意思決定上フラットになっていることから、役職に応じた役割や責任があいまいになりやすく、グループリーダーへ責任や権限、負担が偏りやすい。
- グループ制の目的である意思決定の迅速化については、令和８年 10 月から、電子決裁システムが導入されるなど、環境の変化により補完できるようになった。

（参考）課制とグループ制のイメージ図

【課　　制】

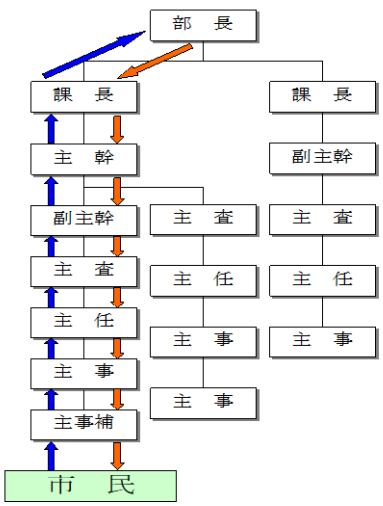

【グループ制】

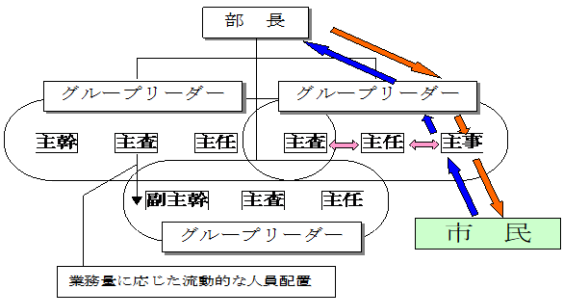

（３）組織図 新旧対照表

令和８年度（旧）

（市長直轄）	行財政改革Ｇ
企画部	総合政策Ｇ
	秘書人事Ｇ
	DX推進Ｇ
総務部	行政Ｇ
	財務Ｇ
市民部	市民窓口Ｇ
	経済環境Ｇ
	税務Ｇ
福祉部	地域福祉Ｇ
	介護障がいＧ
	福祉まるごと相談Ｇ
	健康推進Ｇ
	共生推進Ｇ
こども未来部	こども育成Ｇ
	文化スポーツＧ
都市政策部	土木Ｇ
	都市計画Ｇ
	防災防犯Ｇ
	上下水道Ｇ
	会計管理者 会計Ｇ
	学校経営Ｇ
	教育センターＧ
議会事務局	議会Ｇ
	監査委員事務局 監査Ｇ

令和９年度（新）

（市長直轄）	財産経営課
企画部	企画財政課
	人事ＤＸ課
	行政課
防災協働部	防災防犯課
	つながり推進課
市民部	市民窓口課
	くらし環境課
	税務課
福祉こども部	地域福祉課
	介護障がい課
	福祉まるごと相談課
	健康推進課
	こども家庭課
	保育課
都市政策部	土木農政課
	都市産業課
	上下水道課
	会計管理者 会計課
教育部	学校教育課
	文化スポーツ課
議会事務局	議事課
	監査委員事務局 監査課

目指す未来へつなげるために…

推進プランの実施と進行管理を通じて、行財政改革を継続的に進めます。

その積み重ねにより、財政調整基金*に頼らない持続可能な行財政運営へ転換し、限られた財源や人材をより効果的に活用していきます。

そして、市民生活を支える基礎的な行政サービスを、将来にわたって安定的に提供し、総合計画に掲げる将来都市像の実現を行財政面から支えていきます。

人と想いがつなぐつながるしあわせなまち

大家族たかはま



参考資料

1．　高浜市行財政改革市民会議

（1）委員構成

役職	ふりがな 氏　名	所属団体等
会　長	さいとう　ゆりえ 齊藤　由里恵	中京大学　経済学部　教授
副会長	はた　こうじろう 畠　孝二郎	高浜市商工会会長
委　員	あおやま　しょうこ 青山　憧子	高浜青年会議所
委　員	いとう　りょう 伊藤　亮	連合愛知三河西地域協議会
委　員	たにはら　きえ 谷原　希恵	税理士
委　員	ないとう　なおひと 内藤　尚仁	町内会・行政連絡会会長
委　員	さかもと　なおとし 坂本　直敏	公募
委　員	なかしま　つとむ 中島　勉	公募
委　員	すぎうら　さき 杉浦　彩希	公募

（2）高浜市行財政改革市民会議検討経緯

回	開催日	議題
第１回	令和８年６月15日	⑴会長・副会長の選出について ⑵高浜市行財政改革について ⑶高浜市の財政状況・見通しについて ⑷市民会議の運営について ⑸（仮称）高浜市行財政改革プランについて ⑹行財政改革推進プロジェクト各分科会の取組状況について
第２回	令和８年９月18日	⑴高浜市行財政改革プラン（案）について ⑵高浜市行財政改革プランの愛称・キャッチフレーズについて ⑶高浜市行財政改革プラン（案）の周知方法について
第３回	令和８年11月16日	後日追記
第４回	令和９年１月26日	後日追記

（3）高浜市行財政改革市民会議設置要綱

（設置）

第１条　高浜市の行財政改革の推進に向けて、幅広い見地から意見を求めるため、高浜市行財政改革市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　市民会議は、次に掲げる事項について、委員の意見を収集及び集約し、報告するものとする。

（１）　行財政改革プランの策定に関すること。

（２）　行財政改革の実施状況に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、行財政改革の推進に関すること。

（組織）

第３条　市民会議は、９人以内の委員で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　行財政について識見を有する者

（３）　公募による市民

（４）　前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

３　委員のうち１人は、前項第３号に掲げる者でなければならない。

（令和８年４月２７日・一部改正）

（任期）

第４条　委員の任期は、２年以内で市長が定めた期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。ただし、前条第２項第３号に掲げる者を除く。

（会長及び副会長）

第５条　市民会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　市民会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の市民会議は、市長が招集する。

２　市民会議の会議は、会長が議長となる。

３　会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開等）

第７条　市民会議の会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、市民会議に諮って会議を非公開とすることができる。

２　市民会議の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

３　傍聴人は、第１項ただし書の規定により会議が非公開とされるときは、速やかに退場しなければならない。

４　会長は、傍聴人が指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

（庶務）

第８条　市民会議の庶務は、市長直轄組織行財政改革グループにおいて処理する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年４月２７日）

この要綱は、令和８年４月２７日から施行する。

2. 用語集（50 音順）

維持補修費	地方公共団体が管理する公共施設等の維持に要する経費です。
貸付金	地方公共団体が様々な行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金です。
基準財政需要額	地方公共団体が、標準的な行政サービスを行うために必要となる経費を、人口や面積、道路の延長などの一定の基準に基づいて算定した額です。実際の予算額や支出額そのものではありません。
基準財政収入額	地方公共団体が、市税などから標準的に得ることができると見込まれる収入を、一定の基準に基づいて算定した額です。実際の市税収入額そのものではありません。
基準財政需要額と基準財政収入額の普通交付税との関係	原則として、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る場合、その不足額を補うため普通交付税が交付されます。
繰出金	普通会計と公営事業会計との間又は公営事業会計相互間において支出される経費です。
経常収支比率	市税など毎年度継続して得られる収入が、人件費、扶助費、公債費など毎年度継続して必要となる支出に、どの程度使われているかを示す指標です。 この比率が高いほど、毎年必要となる支出に多くの財源が使われ、新たな行政課題や政策的な取組に活用できる財源が少ない、財政の自由度が低い状態を表します。
経常的経費	人件費、扶助費、公債費、公共施設の維持管理費など、行政サービスを継続して提供するために、毎年度継続して必要となる経費です。 経常的経費が増加すると、市の収入の多くが毎年必要となる支出に充てられるため、財政の自由度が低くなります。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいいます。公債費は、地方税や使用料収入などを財源として償還されますが、地方交付税で償還財源が措置される場合もあります。
交付金等	国や県が徴収した税の一部を、人口や就業者数等の客観的基準により地方公共団体に交付するものです。 利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金等がある。
国庫支出金	国が使い道を限定して地方公共団体に交付する支出金です。国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等があります。
財政調整基金	災害や景気悪化による税収の減少など、年度間の財源不足や不測の事態に備えるために積み立てる基金です。 財源が不足する年度には取り崩して活用するなど、安定した財政運営を行うための役割があります。
市債	公共施設や道路など、長期間にわたって利用する施設等を整備する際に、市が国や金融機関などから借り入れる資金です。 整備した施設等は将来の市民も利用することから、返済を複数年度にわたって行うことで、費用を世代間で分担する役割があります。市債の元金や利子の返済に必要となる経費を「公債費」といいます。

市税	租税のうち、地方公共団体が課税の主体であるものを地方税といい、地方税のうち、市が課税するものを市税といい、主なものとして、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などがあります。
人件費	職員給、特別職給与、議員報酬、各種委員報酬など、職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費です。
扶助費	生活保護、障がい福祉、子育て支援など、法令や制度に基づいて市民の生活を支えるために支出する経費です。 高齢化の進展や制度の利用者の増加などにより、今後も増加する可能性がある経費の一つです。
普通建設事業費	公共又は公用施設の新増設等に要する経費です。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。
補助費等	他の地方公共団体や国、法人等に対する支出です。
臨時的経費	公共施設の建設・改修や道路整備など、毎年度継続して支出するものではなく、その年度の事業内容や政策判断などによって一時的に必要となる経費です。

3. 補足資料

（1）公共施設総合管理計画に基づく取組実績

ハコモノ施設については、当初計画策定時の平成 27 年度末と比較して、令和３年度末までの６年間で延床面積で約 11,000 ㎡削減しました。

分類	令和３年度末		平成 27 年度末		６年間の増減	
	施設数	延床面積（㎡）	施設数	延床面積（㎡）	施設数	延床面積（㎡）
市民文化系施設	16	8,077	17	11,400	▲1	▲3,323
社会教育系施設	4	6,376	4	6,376	0	0
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	8	1,046	9	2,305	▲1	▲1,259
学校教育系施設	7	54,252	7	52,812	0	1,440
子育て支援施設	20	7,687	26	9,980	▲6	▲2,293
保健・福祉施設	30	5,764	36	6,676	▲6	▲912
行政系施設	6	7,332	6	13,947	0	▲6,615
公営住宅	4	10,148	5	10,468	▲1	▲320
その他	13	6,336	4	4,312	9	2,024
合計	108	107,018	114	118,276	▲6	▲11,258

≪高浜市公共施設総合管理計画（R5.3 改定）より抜粋≫

高浜市行財政改革プラン
令和　年　月　日策定

高浜市役所　行財政改革グループ
〒444-1398
愛知県高浜市青木町四丁目１番地２
電話：0566-52-1111（代）